

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年9月22日(水)13時25分～14時40分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、真田安全審査官、矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他10名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年8月30日付けで申請のあった大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請(以下「本申請」という。)について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、以下の点を指摘した。

○照射燃料集合体試験施設に追加する集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計において、セル等及びフード以外の場所で核燃料物質を使用する場合の条件について、使用変更許可を受けた使用の方法との関係が明確ではないため、当該許可との整合性を整理し、改めて説明すること。

(3) 原子力機構から、本日の指摘を踏まえ、本申請と使用変更許可との整合性を整理し、1週間後を目処に再度説明する旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について 照射燃料試験施設(AGF)における燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器内試料の酸化処理に係る記載の削除等
- ・ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について 照射燃料集合体試験施設(FMF)における極微量

試料用の観察・分析装置の追加について

- ・ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について 照射材料試験施設(MMF)及び第 2 照射材料試験施設(MMF-2)における 41 条非該当に伴う対応 その他:記載の適正化に係る変更(保安管理部)
- ・ 保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(南地区・使用施設)
- ・ 大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
- ・ 保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)